

鳥インフルエンザ防疫対策の徹底をお願いします

高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)等のハイリスクシーズンが近づいてきました。

- ☆ 国内では平成30年1月以降は家きんでの発生は確認されていません。
しかし、近隣諸国においては、今年に入ってから、中国、フィリピン、ベトナム、台湾、ロシアで家きんでのHPAI発生が確認されています。野鳥では、8月に韓国でLPAI、ロシアでHPAIが確認されています。
- ☆ 渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、下記の事項に注意いただき、本病の発生予防対策および、万が一の発生に備えたまん延防止対策に努めていただきますよう、お願いします。



- ☆ 飼養衛生管理基準の遵守により病原体侵入防止対策を徹底してください
 - ・ 基準が改正されました。巡回(おおむね100羽以上を飼養する農場対象)や家保発行の広報誌等でお知らせいたします。農林水産省ホームページにも掲載されておりますのでご確認ください。
 - ・ 人、物、車両によるウイルス持ち込み防止
 - ⇒ 消毒、靴の履き替え、更衣などの衛生対策
 - ・ 野鳥を含む野生動物の侵入防止対策
 - ⇒ 家きん舎、飼料保管場所、たい肥舎等への侵入防止対策
 - ⇒ 家きん舎周辺の整理整頓、樹木の剪定や除草
 - ⇒ 野鳥が集まる水辺近辺ではより一層の警戒を！

☆ 早期発見・早期通報

- ・ 「同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って21日間)における平均の死亡率の2倍以上」となった場合は、直ちに家畜保健衛生所に届け出てください。
- ・ 家きんの健康状態を毎日観察してください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1 TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821 緊急携帯:090-3613-7486	(北西部支所) 高島市今津町弘川249-1 TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681 緊急携帯080-6176-8052
---	--